

○羽村・瑞穂地区学校給食組合規約

昭和 46 年 4 月 22 日都知事認可

最終改正 平成 19 年 4 月 1 日東京都知事許可

第 1 章 総則

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 組合は、羽村市及び瑞穂町（以下「組織市町」という。）をもつて組織する。

(共同処理する事務)

第 3 条 組合は、学校給食法の規定に基づく、学校給食の実施に必要な施設の建設及び設備並びに学校給食の運営に関する事務を共同処理する。

(事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、東京都羽村市神明台 4 丁目 2 番 19 号に置く。

第 2 章 組合の議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第 5 条 組合の議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の定

数は 6 人とし、組織市町の議会において、当該議会の議員のうちから各 3 人を選挙する。

(議員の任期)

第 6 条 議員の任期は、組織市町の議会の議員の任期による。

2 議員が組織市町の議会の議員の職を失ったときは、その職を失う。

(補欠選挙)

第 7 条 議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なわなければならない。

(議長及び副議長)

第 8 条 議会は、議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、組織市町の長の互選による。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、組織市町の長の任期による。
- 4 管理者及び副管理者が組織市町の長の職を失ったときは、その職を失う。

(管理者の職務代理)

第10条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

(会計管理者)

第11条 組合に会計管理者1人を置き、管理者が任免する。

- 2 会計管理者は、組織市町の会計管理者のうちから、管理者が任免する。

(職員)

第12条 組合に第9条及び前条に定めるもののほか職員を置き、管理者が任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ管理者が議会の同意を得て選任する。
- 3 監査委員の任期は、議員のうちから選任された者にあつては、議員の任期によるものとし、識見を有する者にあつては4年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、事業収入、組織市町の負担金及びその他の収入をもつて支弁する。

- 2 前項の負担金については、議会の議決を経て管理者がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。
- 2 第9条の規定により、管理者が選任されるまでの間は、羽村市長が管理者の職務を行う。

附 則 (昭和47年3月25日東京都知事許可)

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（昭和 49 年 11 月 14 日東京都知事許可）

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 3 年 11 月 1 日東京都知事許可）

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 4 年 5 月 1 日東京都知事許可）

この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日東京都知事許可）

（施行期日）

- 1 この規約は、東京都知事の許可のあつた日から施行し、改正後の羽村・瑞穂地区学校給食組合規約の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合において、改正後の第 11 条の規定は適用せず、改正前の第 11 条の規定は、なおその効力を有する。